

## 1 1 月 教育長 教育行政報告

令和元年

- 1 1 月 1 日 (金) 部長会議
- 2 日 (土) 2 0 1 9 あいの土山マラソン開会式・レセプション
- 3 日 (日) 2 0 1 9 あいの土山マラソン
- 6 日 (水) 第 2 回甲賀市子どものいじめ問題対策委員会
- 7 日 (木) 学校経営等協議会臨時会
- 8 日 (金) 雲井自治振興会から雲井小学校に関する要望受理  
市制 1 5 周年表彰式リハーサル  
第 1 回甲賀市総合教育会議  
第 8 回甲賀市教育委員会臨時会
- 9 日 (土) 市制 1 5 周年表彰式
- 1 0 日 (日) 第 1 6 回あいの土山文化祭  
第 6 回いこか市長杯サッカー交流フェスタ  
第 4 2 回かふか合唱祭開会式
- 1 1 日 (月) 第 3 回甲賀市議会臨時会
- 1 3 日 (水) 第 1 5 回甲賀市小中連合音楽会  
人事評価制度に伴う校長前期面談
- 1 4 日 (木) 第 6 回甲賀市長杯親善ゲートボール大会  
人事評価制度に伴う校長前期面談  
甲賀市職員懲戒審査委員会  
「オール甲賀で考える 甲賀の未来」タウンミーティング (信楽地域)
- 1 5 日 (金) 部長会議  
第 7 回甲賀市教育委員会委員協議会
- 1 6 日 (土) 2 0 1 9 年度甲賀市青少年美術展  
令和元年度甲賀市スポーツ少年団表彰式・育成会 (母集団) 研修大会
- 1 7 日 (日) 甲賀市総合防災訓練
- 1 8 日 (月) 令和 2 年度教職員人事異動方針説明会
- 1 9 日 (火) 人事評価制度に伴う校長前期面談  
令和元年度滋賀県教員育成協議会
- 2 0 日 (水) 人事評価制度に伴う校長前期面談

11月21日(木) 第2回甲賀市総合教育会議  
第9回甲賀市教育委員会定例会

## 甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告について

## 1. 再編検討協議会

## 【状況報告】

## 第7回 多羅尾学区保育園・小学校再編検討協議会

開催日時：令和元年11月8日（金） 19時30分から20時10分

開催場所：多羅尾公民館 大会議室

出席者：委員8名（欠席なし）・事務局職員

議事内容：会議の概要報告について、報告書（案）について

その他：傍聴・報道機関 なし

## 【今後の予定】

## 第8回 朝宮学区保育園・小学校再編検討協議会

開催日時：令和元年11月28日（木） 19時30分から

開催場所：朝宮コミュニティセンター

## 2. 実施計画検討協議会

## 【状況報告】

## 第3回 甲南地域認定こども園実施計画検討協議会（視察）

開催日時：令和元年11月19日（火） 12時30分から18時00分

視察場所：学校法人名古屋文化学園 津こども園（三重県津市）

学校法人藤学園 藤認定こども園（三重県津市）

出席者：委員7名（欠席6名）・事務局職員

内容：各園の概要説明、施設等見学、質疑応答

その他：会議非公開（視察先に配慮のため）

## 【今後の予定】

## 第4回 甲南地域認定こども園実施計画検討協議会

開催日時：令和元年12月2日（月） 19時30分から

開催場所：かえで会館

議案第 89 号

令和元年第 4 回甲賀市議会定例会（12 月）提出議案に係る教育委員会の意見聴  
取について

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 21 日

甲賀市教育委員会教育長 山下 由行

令和元年第4回甲賀市議会定例会（12月）提出議案に係る教育委員会  
の意見聴取について

令和元年第4回甲賀市議会定例会（12月）に提出される議案のうち別紙の教育に関する事務に係る議案への地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見について、異議のない旨甲賀市長に答申することにつき、教育委員会の議決を求める。

令和元年第4回甲賀市議会定例会（12月）提出議案（教育委員会関係）

1 条例一部改正

(1) 甲賀市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

《甲賀市議会 議案第100号》

老朽化した甲賀市水口学校給食センター、甲賀市信楽学校給食センターに代わる甲賀市西部学校給食センターでの業務を令和2年度から開始することに伴い、条例の一部を改正するもの。

※詳細は「議案第89号 別紙2」

(2) 甲賀市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

《甲賀市議会 議案第101号》

甲賀市水口体育館の新築移転に伴い位置及び使用料を定めるため、条例の一部を改正するもの。

※詳細は「議案第89号 別紙3」

2 補正予算案件

《甲賀市議会 議案第102号》

(1) 令和元年度甲賀市一般会計補正予算（第3号）

（第1表） 歳入 958千円 歳出 1,854千円

歳入

教育費寄附金（小中学校費寄附金）	958千円
教育振興寄附金	958千円

合計 958千円

歳出

小学校費	750千円	
教育振興費	小学校教育振興事業	750千円

中学校費			208 千円
	教育振興費	中学校教育振興事業	208 千円
保健体育費			896 千円
	保健体育総務費	社会体育一般経費	896 千円
		社会体育施設整備事業	— 千円

合計 1,854 千円

(第2表) 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
教育費	保健体育費	水口体育館整備事業	31,000 千円

(第3表) 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
水口体育館トレーニングマシン整備事業	令和元年度から 令和7年度まで	9,720 千円

### 3 その他案件

(1) 財産の取得につき議決を求めるもの

《甲賀市議案第119号》

(仮称) 甲賀市西部学校給食センター用食器購入について、株式会社中西製作所京都営業所と28,160,000円で物品購入契約を締結することにつき、議決を求めるもの。

※財産取得内容は「議案第89号 別紙4」参照

《甲賀市議会第120号》

(仮称) 甲賀市西部学校給食センター食缶等購入について、株式会社中西製作所京都営業所と31,839,500円で物品購入契約を締結することにつ

き、議決を求めるもの。

※財産取得内容は「議案第89号 別紙5」参照

(2) 契約の締結につき議決を求めるもの

《甲賀市議会 議案第121号》

伴谷小学校大規模改造工事について、令和元年10月28日に一般競争入札を行ったところ、株式会社辻正 代表取締役 辻 政志が落札したため、663,630,000円で契約の締結につき議決を求めるもの。

※契約内容は「議案第89号 別紙6参照」

《甲賀市議会 議案第122号》

水口小学校大規模改造(3期)工事について、令和元年11月18日に一般競争入札を行ったところ、三陽建設株式会社 代表取締役 大石 彰が落札したため、625,900,000円で契約の締結につき議決を求めるもの。

※契約内容は「議案第89号 別紙7参照」

《甲賀市議会 議案第123号》

希望ヶ丘小学校大規模改造(3期)工事について、令和元年11月18日に一般競争入札を行ったところ、株式会社フジサワ建設 代表取締役 藤澤 正幸が落札したため、451,000,000円で契約の締結につき議決を求めるもの。

※契約内容は「議案第89号 別紙8参照」

《甲賀市議会 議案第124号》

甲賀中学校大規模改造(3期)工事について、令和元年11月18日に一般競争入札を行ったところ、株式会社辻正 代表取締役 辻 政志が落札したため、413,600,000円で契約の締結につき議決を求めるもの。

※契約内容は「議案第89号 別紙9参照」



議案第100号

甲賀市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和元年11月28日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市学校給食センター条例の一部を改正する条例

甲賀市学校給食センター条例（平成16年甲賀市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第2条の表甲賀市水口学校給食センターの項を削り、同表甲賀市信楽学校給食センターの項を次のように改める。

甲賀市西部学校給食センター	甲賀市水口町山上927番地
---------------	---------------

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第100号参考資料

甲賀市学校給食センター条例新旧対照表

改正案	現行														
<p>(名称及び位置) 第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(名称及び位置) 第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 1610 651 2027">名称</th> <th data-bbox="555 1131 651 1610">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="651 1610 703 2027">甲賀市東部学校給食センター</td> <td data-bbox="651 1131 703 1610">甲賀市甲賀町隠岐2403番地24</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 1610 751 2027">甲賀市西部学校給食センター</td> <td data-bbox="703 1131 751 1610">甲賀市水口町山上927番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	甲賀市東部学校給食センター	甲賀市甲賀町隠岐2403番地24	甲賀市西部学校給食センター	甲賀市水口町山上927番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 719 651 1131">名称</th> <th data-bbox="555 239 651 719">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="651 719 703 1131">甲賀市水口学校給食センター</td> <td data-bbox="651 239 703 719">甲賀市水口町宇田22番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 719 751 1131">甲賀市東部学校給食センター</td> <td data-bbox="703 239 751 719">甲賀市甲賀町隠岐2403番地24</td> </tr> <tr> <td data-bbox="751 719 804 1131">甲賀市信楽学校給食センター</td> <td data-bbox="751 239 804 719">甲賀市信楽町長野317番地13</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	甲賀市水口学校給食センター	甲賀市水口町宇田22番地	甲賀市東部学校給食センター	甲賀市甲賀町隠岐2403番地24	甲賀市信楽学校給食センター	甲賀市信楽町長野317番地13
名称	位置														
甲賀市東部学校給食センター	甲賀市甲賀町隠岐2403番地24														
甲賀市西部学校給食センター	甲賀市水口町山上927番地														
名称	位置														
甲賀市水口学校給食センター	甲賀市水口町宇田22番地														
甲賀市東部学校給食センター	甲賀市甲賀町隠岐2403番地24														
甲賀市信楽学校給食センター	甲賀市信楽町長野317番地13														
<p>付 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>															

議案第101号

甲賀市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和元年11月28日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

甲賀市スポーツ施設条例（平成16年甲賀市条例第170号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「甲賀市水口町本丸1番20号」を「甲賀市水口町鹿深3番46号」に改める。

別表第3（1）中

トレーニング室（甲南B&G海洋センター）	1時間当たり300円
会議室（土山体育館、甲南体育館、甲南B&G海洋センター、信楽体育館）	1時間当たり200円

」を

武道場	水口体育館	8：30～12：30	700
		13：00～17：00	900
		17：30～19：30	600
		20：00～22：00	600
トレーニング室	甲南B&G海洋センター	1時間当たり300円	
トレーニングルーム	水口体育館	1時間当たり200円	
多目的室1	水口体育館	1時間当たり100円	
多目的室2	水口体育館	1時間当たり200円	
会議室	水口体育館	1時間当たり200円	
	土山体育館		
	甲南体育館		
	甲南B&G海洋センター		
	信楽体育館		

」に

改め、同表（２）を次のように改める。

（２） 体育館設備

設備名		1時間あたり金額（円）
アリーナ照明設備	水口体育館、土山体育館	1,500
	土山室内運動場、信楽体育館	1,000
	その他の体育館	600
武道場照明設備		400
アリーナ冷暖房設備		1,000
武道場冷暖房設備		400
多目的室冷暖房設備（1室につき）		200
会議室冷暖房設備		200

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年5月9日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の甲賀市スポーツ施設条例に規定する水口体育館に係る第5条の規定による利用の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（甲賀市公民館条例の一部改正）

- 3 甲賀市公民館条例（平成16年甲賀市条例第159号）の一部を次のように改正する。

別表第2水口中央公民館の部格技場の項を削る。

甲賀市スポーツ施設条例新旧対照表

改正案	現行																								
<p>(名称及び位置) 第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(使用料) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(利用料金) 第16条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第3の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="957 1131 1101 2027"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲賀市水口体育館</td> <td>甲賀市水口町鹿深3番46号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第9条、第16条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1212 1131 1313 2027"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>時間区分</th> <th>金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 体育館</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	甲賀市水口体育館	甲賀市水口町鹿深3番46号	(略)		施設名	時間区分	金額 (円)	(1) 体育館		(略)	<p>(名称及び位置) 第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(使用料) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(利用料金) 第16条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第3の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="957 239 1101 1131"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲賀市水口体育館</td> <td>甲賀市水口町本丸1番20号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第9条、第16条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1212 239 1313 1131"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>時間区分</th> <th>金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 体育館</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	甲賀市水口体育館	甲賀市水口町本丸1番20号	(略)		施設名	時間区分	金額 (円)	(1) 体育館		(略)
名称	位置																								
甲賀市水口体育館	甲賀市水口町鹿深3番46号																								
(略)																									
施設名	時間区分	金額 (円)																							
(1) 体育館		(略)																							
名称	位置																								
甲賀市水口体育館	甲賀市水口町本丸1番20号																								
(略)																									
施設名	時間区分	金額 (円)																							
(1) 体育館		(略)																							

武道場	水口体育館	8:30~12:30	700
		13:00~17:00	900
		17:30~19:30	600
		20:00~22:00	600
トレーニング室	甲南B&G海洋センター	1時間当たり3000円	
		1時間当たり2000円	
多目的室1	水口体育館	1時間当たり1000円	
		1時間当たり2000円	
多目的室2	水口体育館	1時間当たり2000円	
		1時間当たり2000円	
		1時間当たり2000円	
会議室	水口体育館		
	土山体育館		
	甲南体育館		
	甲南B&G海洋センター		
	信楽体育館		

備考 (略)

(2) 体育館設備

設備名		1時間当たり金額 (円)
アリーナ照明設備	水口体育館、土山体育館	1,500
	土山室内運動場、信楽体育館	1,000
	その他の体育館	600

トレーニング室 (甲南B&G海洋センター)	1時間当たり3000円
会議室 (土山体育館、甲南体育館、甲南B&G海洋センター、信楽体育館)	1時間当たり2000円

備考 (略)

(2) 体育館設備

設備名		1時間当たり金額 (円)
照明設備	土山体育館	1,500
	土山室内運動場、信楽体育館	1,000
	その他の体育館	600



武道場照明設備	400		
アリーナ冷暖房設備	1,000		
武道場冷暖房設備	400		
多目的室冷暖房設備(1室につき)	200		
会議室冷暖房設備	200		200

(3) ~ (6) (略)

武道場照明設備	400
アリーナ冷暖房設備	1,000
武道場冷暖房設備	400
多目的室冷暖房設備(1室につき)	200
会議室冷暖房設備	200

(3) ~ (6) (略)

付 則

(施行期日)

1. この条例は、令和2年5月9日から施行する。
- (準備行為)
2. この条例による改正後の甲賀市スポーツ施設条例に規定する水口体育館に係る第5条の規定による利用の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- (甲賀市公民館条例の一部改正)
3. 甲賀市公民館条例(平成16年甲賀市条例第159号)の一部を次のように改正する。

別表第2水口中央公民館の部格技場の項を削る。

甲賀市公民館条例新旧対照表

改正案		現行	
<p>(使用料)</p> <p>第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第2 (第7条関係)</p>		<p>(使用料)</p> <p>第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第2 (第7条関係)</p>	
公民館名	室名	公民館名	室名
水口中央公民館	和室 (1室につき)	水口中央公民館	和室 (1室につき)
	学習室 (1室につき)		学習室 (1室につき)
	視聴覚室		視聴覚室
	調理室		調理室
	講義室		講義室
	会議室 1		会議室 1
	会議室 2		会議室 2
	研修室		研修室
	鹿深ホール		鹿深ホール
	(略)		(略)
1時間当たり金額 (円)		1時間当たり金額 (円)	
300		300	
300		300	
300		300	
400		400	
300		300	
300		300	
300		300	
400		400	
700		700	
備考 (略)		備考 (略)	

議案第119号

財産の取得につき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和元年11月28日

甲賀市長 岩永裕貴

財産の取得につき議決を求めることについて

次のように物品購入契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び甲賀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年甲賀市条例第42号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 （仮称）甲賀市西部学校給食センター用食器購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 28,160,000円
- 4 契約の相手方 京都府京都市伏見区竹田田中宮町15番地  
株式会社中西製作所京都営業所  
所長 堀田敦志

議案第119号参考資料

令和元年度 第63号

(仮称) 甲賀市西部学校給食センター用食器購入 概要

- 1 物品番号 令和元年度 第63号
- 2 物品名称 (仮称) 甲賀市西部学校給食センター用食器購入
- 3 納入場所 甲賀市水口町山上地内
- 4 物品内容 食器  
飯椀、汁椀、角仕切皿、カレー皿 各6,000枚  
食器カゴ  
飯椀用、汁椀用、角仕切皿用、カレー皿用 各210個
- 5 納入期限 令和2年3月13日

入 札 結 果 調 書

物 品 名 称	令和元年度 第63号 (仮称) 甲賀市西部学校給食センター用食器購入				
入 札 日	令和元年10月25日				
入 札 場 所	甲賀市役所3階会議室301B・301C				
予 定 価 格	34,273,800 円	最低制限価格	一 円		
入 札 書 比 較 価 格	31,158,000 円	最低制限比較価格	一 円		
入 札 者	第1回目(円)	第2回目(円)	第3回目(円)	備 考	
1 石黒メディカルシステム株式会社滋賀支店				辞退	
2 エルピー株式会社				不参	
3 株式会社京都ウイード				辞退	
4 株式会社クリエイト	27,680,000				
5 甲賀協同ガス株式会社	29,180,000				
6 甲賀電気設備株式会社				辞退	
7 株式会社滋賀厨房				無効	
8 信濃化学工業株式会社				辞退	
9 大洋厨房株式会社	28,096,000				
10 株式会社中西製作所京都営業所	25,600,000			落札	
11 日本調理機株式会社京都営業所	28,822,000				
12 株式会社東山				辞退	
13 株式会社フジマック京都営業所	26,641,000				
14 株式会社増田医科器械滋賀支店				辞退	
15 株式会社マルゼン滋賀営業所				辞退	
16 株式会社山崎ライフエナジー				辞退	
17 株式会社らびっぴ				辞退	
<p>【 落 札 者 】 <u>株式会社中西製作所京都営業所</u></p> <p>【 落 札 額 】 <u>¥28,160,000 円(税込)</u></p> <p>入札書に記載された金額の消費税分に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）が相手方の申込みに係る価格である。</p> <p style="text-align: right;">担当： 教育委員会事務局教育総務課</p>					

議案第 1 2 0号

財産の取得につき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和元年 1 1月 2 8日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

財産の取得につき議決を求めることについて

次のように物品購入契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び甲賀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年甲賀市条例第42号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 （仮称）甲賀市西部学校給食センター用食缶等購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 31,839,500円
- 4 契約の相手方 京都府京都市伏見区竹田田中宮町15番地  
株式会社中西製作所京都営業所  
所長 堀田敦志



議案第120号参考資料

令和元年度 第76号

(仮称) 甲賀市西部学校給食センター用食缶等購入 概要

- |   |      |   |
|---|------|---|
| 1 | 物品番号 | 令和元年度 第76号  |
| 2 | 物品名称 | (仮称) 甲賀市西部学校給食センター用食缶等購入  |
| 3 | 納入場所 | 甲賀市水口町山上地内  |
| 4 | 物品内容 | 食缶<br>飯用、汁用、主菜用、和え物用 各210個<br>給食配膳用具<br>食缶蓋収納用カゴ 100個<br>蓄冷材収納用カゴ 30個<br>食器等<br>汁杓子、めん類杓子 各210個<br>パンバサミ 210個<br>スプーン 6,000個<br>スプーン通し 210個 |
| 5 | 納入期限 | 令和2年3月13日   |

入札結果調書				
物品名称	令和元年度 第76号 (仮称) 甲賀市西部学校給食センター用食缶等購入			
入札日	令和元年11月 8日			
入札場所	甲賀市役所別館会議室101			
予定価格	38,221,700 円	最低制限価格	— 円	
入札書比較価格	34,747,000 円	最低制限比較価格	— 円	
入札者	第1回目(円)	第2回目(円)	第3回目(円)	備考
1 石黒メディカルシステム株式会社滋賀支店				不参
2 エルピー株式会社				不参
3 株式会社京都ウィード				辞退
4 株式会社クリエイト	33,079,700			
5 甲賀協同ガス株式会社				辞退
6 甲賀電気設備株式会社				辞退
7 株式会社滋賀厨房	32,411,000			
8 信濃化学工業株式会社				不参
9 大洋厨房株式会社				辞退
10 株式会社中西製作所京都営業所	28,945,000			落札
11 日本調理機株式会社京都営業所	35,791,000			
12 株式会社東山				辞退
13 株式会社フジマック京都営業所	32,620,000			
14 株式会社増田医科器械滋賀支店				辞退
15 株式会社マルゼン滋賀営業所				無効
16 株式会社山崎ライフエナジー				辞退
17 株式会社らびっぴ				辞退
【落札者】株式会社中西製作所京都営業所				
【落札額】 ¥31,839,500 円(税込)				
入札書に記載された金額の消費税分に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)が相手方の申込みに係る価格である。				
担当： 教育委員会事務局教育総務課				

議案第121号

契約の締結につき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和元年11月28日

甲賀市長 岩永裕貴

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び甲賀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年甲賀市条例第42号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 伴谷小学校大規模改造工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 663,630,000円
- 4 契約の相手方 滋賀県甲賀市甲賀町相模141番地の1  
株式会社辻正  
代表取締役 辻 政 志

議案第121号参考資料

入札結果表

工事の名称等 令和元年度 第68号 伴谷小学校大規模改造工事 工事場所 甲賀市水口町伴中山 地内		
入札者	入札金額	摘要
株式会社辻正	603,300,000円	落札
辻寅建設株式会社	616,000,000円	
株式会社三東工業社	629,000,000円	
大宝柁木株式会社	678,000,000円	
三陽建設株式会社	695,000,000円	
株式会社フジサワ建設		辞退

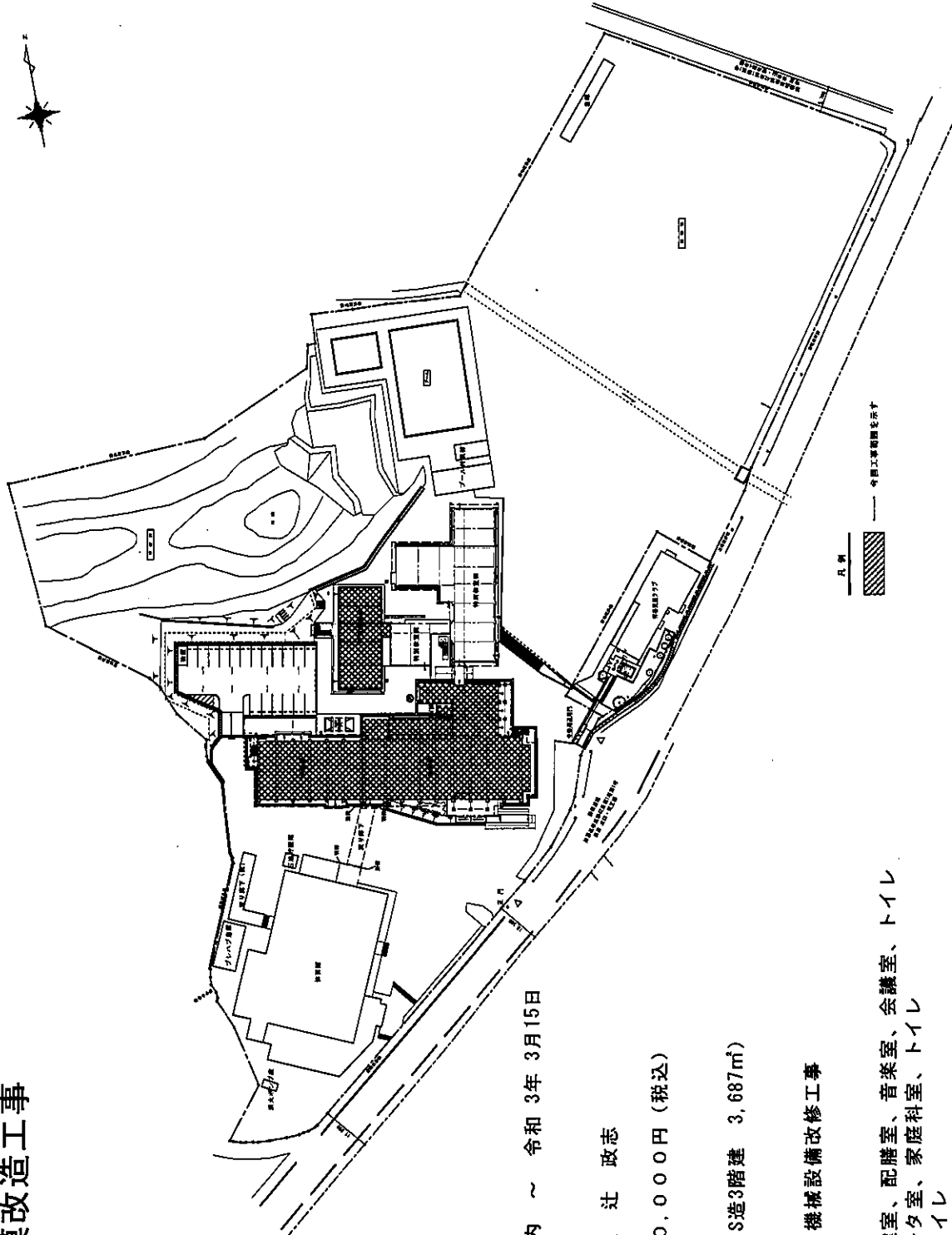
- 1 契約の相手方 滋賀県甲賀市甲賀町相模141番地の1  
株式会社辻正  
代表取締役 辻 政 志
- 2 予定価格 758,670,000円
- 3 入札書比較価格 689,700,000円
- 4 契約金額 663,630,000円 (入札金額に10%を加算)
- 5 入札日 令和元年10月28日
- 6 工期(予定) 本契約成立の日から5日以内から  
令和3年3月15日まで

議案第121号参考資料

令和元年度 第68号 伴谷小学校大規模改造工事 概要

- 1 工事番号 令和元年度 第68号
- 2 工事名 伴谷小学校大規模改造工事
- 3 工事場所 甲賀市水口町伴中山 地内
- 4 工事内容 校舎大規模改造工事（RC+S造3階建 3,687㎡）  
建物全体の改修工事  
トイレ改修工事  
上記に伴う電気設備、機械設備改修工事
- 5 工期（予定） 本契約成立の日から5日以内から  
令和3年3月15日まで
- 6 入札方法 一般競争入札

令和元年度 第68号  
伴谷小学校大規模改造工事



【工期（予定）】  
本契約成立の日から5日以内 ~ 令和 3年 3月15日

【契約の相手方】  
株式会社正 代表取締役 辻 政志

【契約金額】 663,630,000円（税込）

【工事概要】  
校舎大規模改造工事（RC+S造3階建 3,687㎡）  
建物全体の改修工事  
トイレ改修工事  
上記に伴う電気設備、機械設備改修工事

【主な工事対象教室等】  
1F：職員室、校長室、保健室、配膳室、音楽室、会議室、トイレ  
2F：普通教室、コンピュータ室、家庭科室、トイレ  
3F：普通教室、理科室、トイレ

議案第122号

契約の締結につき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和元年11月28日

甲賀市長 岩永裕貴



契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び甲賀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年甲賀市条例第42号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 水口小学校大規模改造（3期）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 625,900,000円
- 4 契約の相手方 滋賀県甲賀市甲賀町田堵野890番地の1  
三陽建設株式会社  
代表取締役 大石 彰

入札結果表

工事の名称等	令和元年度 第93号	
	水口小学校大規模改造（3期）工事	
工事場所	甲賀市水口町本町一丁目 地内	
入札者	入札金額	摘要
三陽建設株式会社	569,000,000円	落札
株式会社フジサワ建設	579,000,000円	
株式会社辻正	598,000,000円	

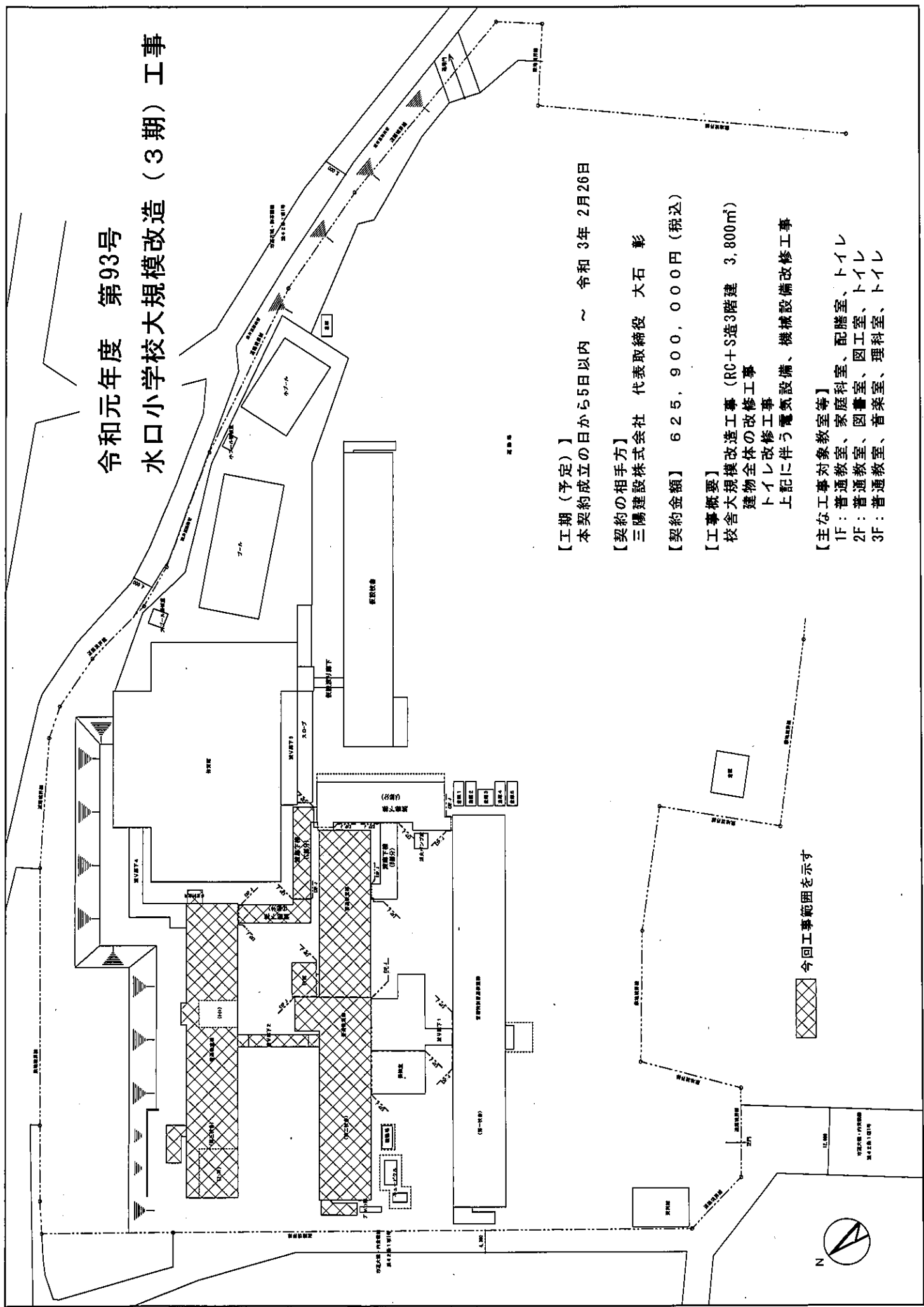
- 1 契約の相手方 滋賀県甲賀市甲賀町田堵野890番地の1  
三陽建設株式会社  
代表取締役 大石 彰
- 2 予定価格 644,820,000円
- 3 入札書比較価格 586,200,000円
- 4 契約金額 625,900,000円（入札金額に10%を加算）
- 5 入札日 令和元年11月18日
- 6 工期（予定） 本契約成立の日から5日以内から  
令和3年2月26日まで

議案第122号参考資料

令和元年度 第93号 水口小学校大規模改造（3期）工事 概要

- 1 工事番号 令和元年度 第93号
- 2 工事名 水口小学校大規模改造（3期）工事
- 3 工事場所 甲賀市水口町本町一丁目 地内
- 4 工事内容 校舎大規模改造工事（RC+S造3階建 3,800㎡）  
建物全体の改修工事  
トイレ改修工事  
上記に伴う電気設備、機械設備改修工事
- 5 工期（予定） 本契約成立の日から5日以内から  
令和3年2月26日まで
- 6 入札方法 一般競争入札

# 令和元年度 第93号 水口小学校大規模改造（3期）工事



【工期（予定）】  
本契約成立の日から5日以内 ~ 令和 3年 2月26日

【契約の相手方】  
三陽建設株式会社 代表取締役 大石 彰

【契約金額】 625,900,000円（税込）

【工事概要】  
校舎大規模改造工事（RC+S造3階建 3,800㎡）  
建物全体の改修工事  
トイレ改修工事  
上記に伴う電気設備、機械設備改修工事

【主な工事対象教室等】  
1F：普通教室、家庭科室、配膳室、トイレ  
2F：普通教室、図書室、図工室、トイレ  
3F：普通教室、音楽室、理科室、トイレ

今回工事範囲を示す



議案第123号

契約の締結につき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和元年11月28日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び甲賀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年甲賀市条例第42号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 希望ヶ丘小学校大規模改造（3期）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 451,000,000円
- 4 契約の相手方 滋賀県甲賀市水口町水口1590番地1  
株式会社フジサワ建設  
代表取締役 藤澤正幸

入札結果表

工事の名称等 令和元年度 第94号 希望ヶ丘小学校大規模改造（3期）工事 工事場所 甲賀市甲南町希望ヶ丘三丁目 地内		
入札者	入札金額	摘要
株式会社フジサワ建設	410,000,000円	落札
辻寅建設株式会社	418,000,000円	
株式会社辻正	460,000,000円	
三陽建設株式会社		辞退

- 1 契約の相手方 滋賀県甲賀市水口町水口1590番地1  
株式会社フジサワ建設  
代表取締役 藤澤正幸
- 2 予定価格 465,300,000円
- 3 入札書比較価格 423,000,000円
- 4 契約金額 451,000,000円（入札金額に10%を加算）
- 5 入札日 令和元年11月18日
- 6 工期（予定） 本契約成立の日から5日以内から  
令和3年2月26日まで

議案第123号参考資料

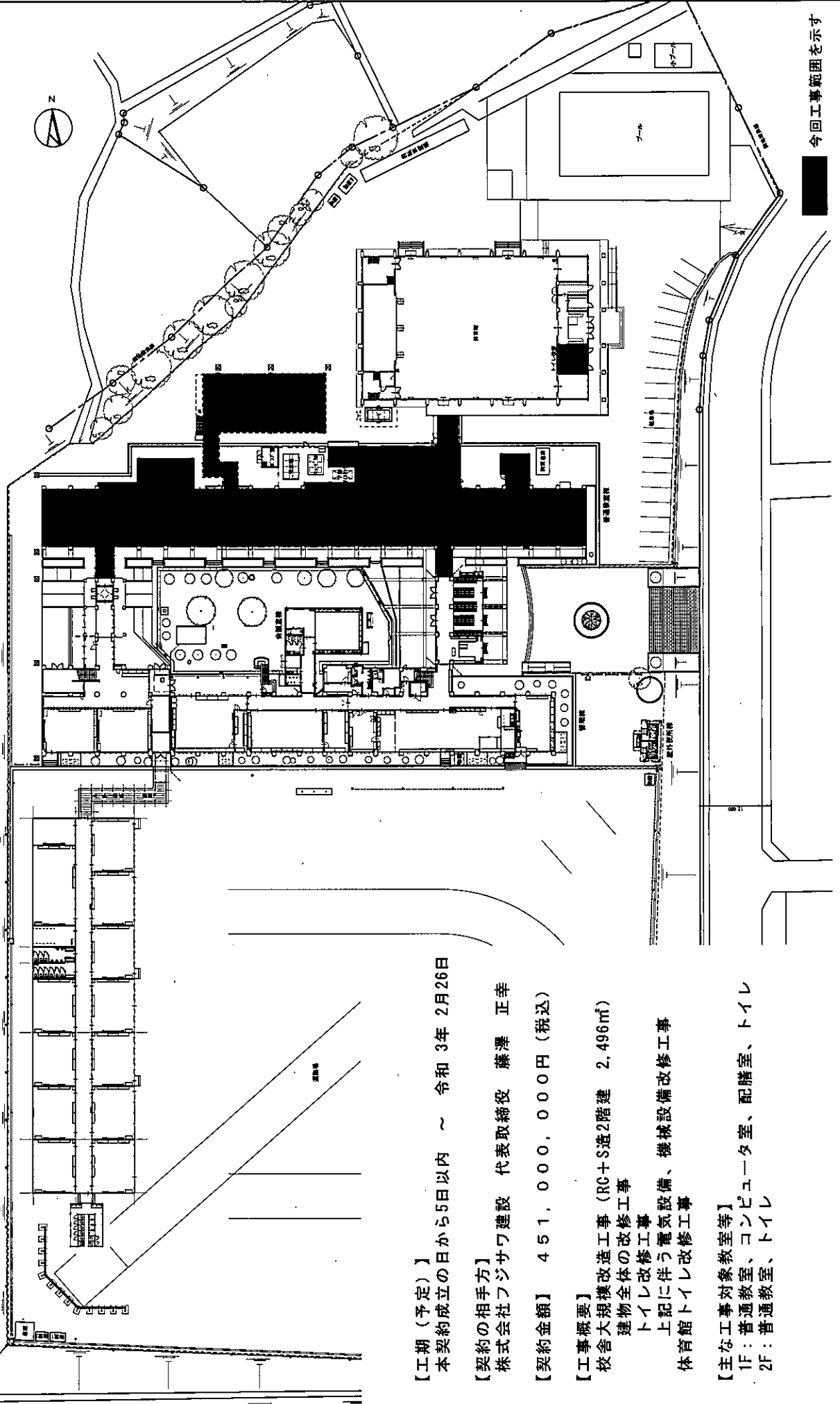
令和元年度 第94号 希望ヶ丘小学校大規模改造（3期）工事 概要

- 1 工事番号 令和元年度 第94号
- 2 工事名 希望ヶ丘小学校大規模改造（3期）工事
- 3 工事場所 甲賀市甲南町希望ヶ丘三丁目 地内
- 4 工事内容 校舎大規模改造工事（RC+S造2階建 2,496㎡）  
建物全体の改修工事  
トイレ改修工事  
上記に伴う電気設備、機械設備改修工事  
体育館トイレ改修工事
- 5 工期（予定） 本契約成立の日から5日以内から  
令和3年2月26日まで
- 6 入札方法 一般競争入札



# 令和元年度 第94号

## 希望ヶ丘小学校大規模改造（3期）工事



【工期（予定）】  
本契約成立の日から5日以内 ~ 令和 3年 2月26日

【契約の相手方】  
株式会社フジサワ建設 代表取締役 藤澤 正幸

【契約金額】 451,000,000円（税込）

【工事概要】  
校舎大規模改造工事（RC+S造2階建 2,496㎡）  
建物全体の改修工事  
トイレ改修工事  
上記に伴う電気設備、機械設備改修工事  
体育館トイレ改修工事

【主な工事対象教室等】  
1F：普通教室、コンピュータ室、配膳室、トイレ  
2F：普通教室、トイレ

今回工事範囲を示す

議案第124号

契約の締結につき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和元年11月28日

甲賀市長 岩永裕貴

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び甲賀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年甲賀市条例第42号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 甲賀中学校大規模改造（3期）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 413,600,000円
- 4 契約の相手方 滋賀県甲賀市甲賀町相模141番地の1  
株式会社辻正  
代表取締役 辻 政 志

入札結果表

工事の名称等 令和元年度 第95号 甲賀中学校大規模改造(3期)工事 工事場所 甲賀市甲賀町相模 地内		
入札者	入札金額	摘要
株式会社辻正	376,000,000円	落札
辻寅建設株式会社	377,000,000円	
株式会社三東工業社	408,000,000円	
大宝柁木株式会社		失格
株式会社フジサワ建設		失格
三陽建設株式会社		辞退

- 1 契約の相手方 滋賀県甲賀市甲賀町相模141番地の1  
株式会社辻正  
代表取締役 辻 政 志
- 2 予定価格 472,450,000円
- 3 入札書比較価格 429,500,000円
- 4 契約金額 413,600,000円 (入札金額に10%を加算)
- 5 入札日 令和元年11月18日
- 6 工期(予定) 本契約成立の日から5日以内から  
令和3年2月26日まで

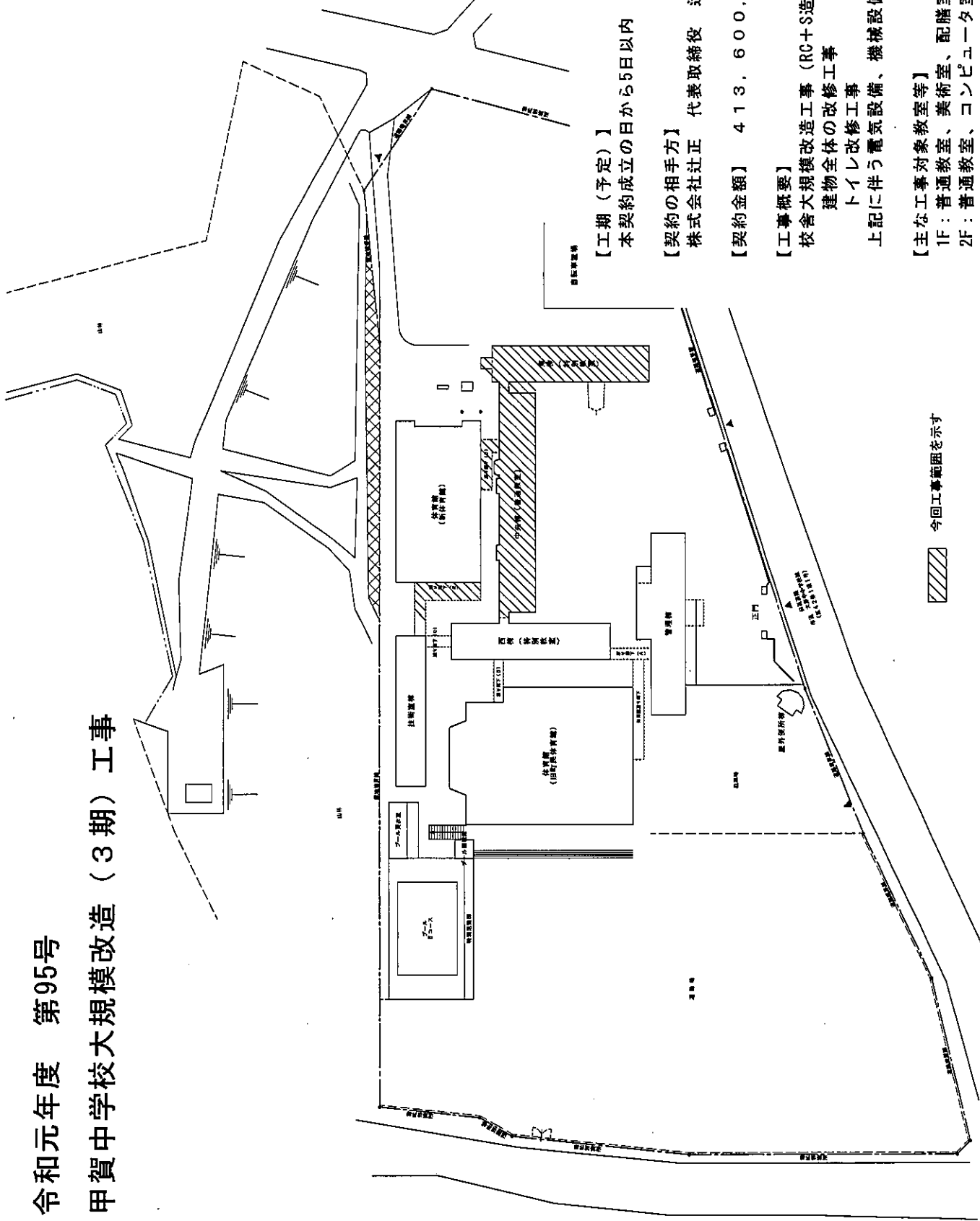
議案第124号参考資料

令和元年度 第95号 甲賀中学校大規模改造（3期）工事 概要

- 1 工事番号 令和元年度 第95号
- 2 工事名 甲賀中学校大規模改造（3期）工事
- 3 工事場所 甲賀市甲賀町相模 地内
- 4 工事内容 校舎大規模改造工事（RC+S造3階建 3,003㎡）  
建物全体の改修工事  
トイレ改修工事  
上記に伴う電気設備、機械設備改修工事
- 5 工期（予定） 本契約成立の日から5日以内から  
令和3年2月26日まで
- 6 入札方法 一般競争入札

# 令和元年度 第95号

## 甲賀中学校大規模改造（3期）工事



【工期（予定）】  
本契約成立の日から5日以内 ～ 令和 3年 2月26日

【契約の相手方】  
株式会社正 代表取締役 辻 政志

【契約金額】 413,600,000円（税込）

【工事概要】  
校舎大規模改造工事（RC+S造3階建 3,003㎡）  
建物全体の改修工事  
トイレ改修工事  
上記に伴う電気設備、機械設備改修工事

【主な工事対象教室等】  
1F：普通教室、美術室、配膳室、トイレ  
2F：普通教室、コンピュータ室、トイレ  
3F：普通教室、理科室、トイレ

今回工事範囲を示す

議案第 90 号

令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の策定について

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 21 日

甲賀市教育委員会教育長 山下 由行

令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に  
関する報告書の策定について

令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を別紙により策定することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第5号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。



(案)

令和元年度教育に関する事務の管理及び  
執行の状況の点検及び評価に関する報告書  
(平成30年度実施事業対象)

甲 賀 市 教 育 委 員 会

令和元年11月

## 目 次

■ はじめに	1
■ 点検・評価の流れ及び結果	
1. 点検・評価の流れ	2
2. 事業別点検・評価の結果	2
3. 事業別検証結果	3～14
■ 甲賀市教育行政評価制度の概要	
1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成	15
2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過	15～16
3. 点検・評価の対象となる事業	16
4. 点検・評価の視点	16～17
5. 評価基準	17
■ おわりに	18
■ 資料	
1. 甲賀市附属機関設置条例	

## ■ はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）により教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することと定められています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たすため、平成30年度に実施した事業から評価対象事業を抽出し、教育に関し学識経験を有する方々で構成する「甲賀市教育行政評価委員会」の知見を活用しながら点検及び評価を実施した結果をまとめたものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## ■ 点検・評価の流れ及び結果

### 1. 点検・評価の流れ

令和元年度の甲賀市教育行政評価は、事業担当課が作成する点検・評価シートによる担当者評価から始まり、教育委員会事務局次長による2次評価、引き続き甲賀市教育行政評価委員会による各事業担当課へのヒアリング、現場踏査の結果から合議制により最終評価が決定しました。

その結果は、「令和元年度甲賀市教育行政評価答申書」として答申されました。

これらの点検評価結果を参考に、事業の「必要性」、「有効性」及び「効率性」などの分析的評価を加えながら今後の事業の方向性を判断し、次年度以降の事業規模及び手法の改善等、教育委員会の今後の取り組み（具体的方策等）を検討し、本報告書を作成しました。

### 2. 事業別点検・評価の結果

事業担当課	点検・評価事業名	担当者評価	2次評価	最終評価
教育総務課	①学校給食事業	A	A	A
学校教育課	②子どものいじめ問題対策事業	A	A	B
	③学校安全体制整備推進事業	A	A	B
	④ICT教育環境整備事業(小学校・中学校)	A	A	B
	⑤ふるさと甲賀地域学習推進事業(小学校・中学校)	A	A	B
社会教育スポーツ課	⑥社会教育コーディネーター設置事業	B	B	B
	⑦図書館サービス事業	B	A	A
	⑧金の卵プロジェクト事業(文化)	B	B	B
	⑨ゴルフ振興事業	B	B	D
歴史文化財課	⑩文化財防災管理補助事業	A	A	A

### 3. 事業別検証結果 次頁資料「教育委員会施策の点検・評価シート」のとおり

令和元年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（平成30年度実施事業）

学校給食事業	30100300
教育委員会事務局 教育総務課	koka30100300@city.kokai.jp
0748-69-2241	
18 学校教育・青少年	01 一般会計
	10 教育費
	06 保健体育費
	02 学校給食費
56 教育環境の充実	01 学校給食事業
	01 学校給食事業
	01 学校給食事業
学校給食法	
平成 16 年度	令和 年度
保育幼稚園費予算において、保育園児の給食費を支出。	

コード	名称
7	教育環境整備
4	安心で安全な給食を提供する施設整備の推進
2	学校給食施設整備の推進

予算額	決算額
340,695,000	342,650,317
340,695,000	342,650,317

安全安心な食料の購入による給食の提供。

安全安心な食料を購入し、行幸や心臓と献立、またカルちゃんの日、献立ちゃんの日、フアパー一週の日として必要な栄養素を確保することも、栄養バランスを考えた献立を制作し、工夫を凝らした給食を提供した。

良質な食料を保護者負担の給食費からなる予算内で調達する。

地元産農産物の利用拡大。

良質な食料を給食費の予算内で調達した。

甲賀市産野菜使用率35.65%

今後引き続き、安全安心な食料を購入し、安定した給食を提供する。加配の上昇等により、良質な食料の購入のためには、給食費の改善について検討が必要と考える。

項目	評価	コメント
必要性	適切	子どもたちが安心して健やかな成長を遂げるため、安全安心な食料による栄養バランスの取れた学校給食の提供は、子どもたちの心身の発達に大きく寄与している。また、学校給食は、子どもたちの食生活の基盤となるだけでなく、正しい食生活、正しい食習慣を身に付けるための「生活の教材」となる。
有効性	適切	食事が様々な人々に受け入れられていることを理解し、感謝の気持ちをもち、食べ物を大切にする心を育てることができる。
効率性	適切	学校給食センターで大量調理を行い、配達を行うことで効率的に提供できる。

●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切

項目	判断	コメント
事業規模	維持	保護者が負担する給食費により、栄養バランスを考慮し作られた献立により、予算の範囲内で食料を調達し、学校給食を実施している。
手法改善	維持	安全安心な食料の購入し、学校給食の提供を推進する。令和2年度から、安全安心な食料の提供に力を入れ、栄養バランスの取れた学校給食の提供を推進する。また、学校給食が子どもの食生活の基盤となるだけでなく、正しい食生活、正しい食習慣を身に付けるための「生活の教材」となる。

●事業の規模の判断：維持・概小・休止  
●手法の改善の判断：維持・概小・改善・根本的改善・休止

評価	教育委員会点検・評価（2次評価）
A	子どもたちが食の正しい知識や適切な食習慣を身に付け、健康で豊かな生活を送る上での基礎を築くことができる。安全・安心で、栄養バランスの取れた学校給食の提供がなされている。今後においては、郷土への愛着を育む地産地消の更なる推進やアレルギー対応の強化についても引き続き取り組んでいきたい。

評価	教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）
A	限られた予算の中で栄養バランスのとれた安全安心なおいしい給食を提供されたい。また、地産地消の推進、行事食の提供、食育活動の推進など食育の推進に努められていることは評価できる。給食費の徴収についても、引き続き努力されたい。来年度から開始されるアレルギー対応については、命にかかわることなので食の安全性を最優先に丁寧な対応をお願いする。

令和2年度からの（仮称）甲賀市西部学校給食センターの業務開始に伴い、今後2センター体制での学校給食の提供となります。新たに実施するアレルギー対応給食の提供を含め、担当課、給食センター及び学校等、関係機関が連携を強め、安全安心な学校給食の提供を進めます。そのことにより、学校給食が子どもの食生活の基盤として築き上げ、「食の大切さ」「食の大切さ」を学ぶ食育の機会になると考えています。

なお、給食費については、引き続き、徴収強化に努めていきます。

【(4)】対象事業(甲賀市)の名称(甲賀市) 保育園、小学校児童、中学校生徒

【(2)】活動の目的(甲賀市)の名称(甲賀市) 安全安心な学校給食の提供

【(6)】実施の目的(甲賀市)の名称(甲賀市) 保護者から徴収した給食費により、給食に使用する材料を購入する。また、食料については、栄養バランスやアレルギー対応も考慮し選択する。毎日、献立調整を実施し、安全を確保し、ホームページにおいて結果を公表する。地産地消に努め、学校、家庭、地域の食育活動を行う。毎月献立表と一緒に食育だよりを発行する。栄養教諭による授業の展開や1月の学校給食週間には啓発DVDを作成して全学校に配布し、給食の時間に放送する。

【平成30年度】

給食実施日 193日（米飯122日、パン60日、麺11日）

児童数 4,903人

小学生数 2,465人

中学生数 1,399人

保育園・幼稚園児



令和元年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（平成30年度実施事業）

事業名	学校安全体制整備推進事業
実施年度	30101200
実施機関	教育委員会事務局 学校教育課
実施場所	0748-69-2243
実施期間	01 一般会計
実施対象	01 学校教育
実施内容	01 教育施設費
実施目的	03 教育振興費
実施効果	02 こどもの安心・安全向上事業
実施結果	02 学校安全体制整備推進事業
実施評価	01 学校安全体制整備推進事業

実施内容	市内小学校のスクールリーダー1人、スクールガード（毎年2000人程度）
実施目的	【(2)】活動中の児童等に対する安全確保を図る。また、児童等に対する安全確保を図る。【(3)】活動中の児童等に対する安全確保を図る。また、児童等に対する安全確保を図る。
実施結果	H30 スクールガードリーダー訓練 178千円（県2/3） 遊学安全対策（注意喚起等） 88千円 中学生自転車保険 1,200千円
実施評価	滋賀県域域ぐるみの学校安全体制整備推進事業実施要領、第2次甲賀市出陣補給計画
実施年度	平成 27 年度
実施機関	令和 年度
実施場所	
実施内容	

評価	教育委員会点検・評価（2次評価）
コメント	学校、家庭、地域の連携により、地域の子どもたちが安心して暮らせる体制づくりを構築し、スクールガードリーダーの任務も適正に遂行されており、今後も継続して取り組むべき事業と考える。しかしながら、スクールガードリーダーは2,000人規模のスクールガードに11名であり、市内小学校への巡回や指導、遊学路の安全点検等、業務多岐にわたる。今後、リーダーの補助員等を配置するなど補助金等の開拓もあつたが、体制充実に向けて検討をなされたい。
A	

項目	評価	コメント
必要性	適切	市内21小学校を巡回するため、5ヶ月間期間を要するが、スクールガードリーダーにとって必要である。
有効性	適切	市内21小学校を巡回するが、スクールガードリーダーの巡回は、非常に大きい。
効率性	概ね適切	
その他	適切・概ね適切・やや不適切・不適切	

教育分野	3 学校教育
教育施設の種類（大区画）	1 「生きる力」を育む学校教育の推進
教育施設の種類（中区分）	① 基本的な生活習慣の定着を図る取り組みの徹底
教育費	1,466,000
減算額	820,807
繰上支出金	118,000
繰上収入金	708,807

評価	教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）
コメント	日々の巡回活動における巡回員に教育委員を要するところであり、その活動は、子どもの安全を守るため大変重要な役割を担っている。そのように、2,000人のスクールガードを指導するスクールガードリーダーが1人という状況は、十分な役割を担っている。巡回員に教育委員を要するところであり、その活動は、子どもの安全を守るため大変重要な役割を担っている。そのように、2,000人のスクールガードを指導するスクールガードリーダーが1人という状況は、十分な役割を担っている。
B	

項目	評価	コメント
必要性	適切	市内21小学校を巡回するため、5ヶ月間期間を要するが、スクールガードリーダーにとって必要である。
有効性	適切	市内21小学校を巡回するが、スクールガードリーダーの巡回は、非常に大きい。
効率性	概ね適切	
その他	適切・概ね適切・やや不適切・不適切	

実施内容	市内小学校21校への巡回と、管理員への巡回、管理員への巡回ポイント、改善すべき点の指導、評価やスクールガードに対する指導等を行う。
実施目的	市内小学校21校を巡回し、管理員への巡回ポイント、改善すべき点の指導、評価やスクールガードに対する指導等を行う。
実施結果	市内小学校21校を巡回し、管理員への巡回ポイント、改善すべき点の指導、評価やスクールガードに対する指導等を行った。
実施評価	市内小学校21校への巡回と、管理員への巡回、管理員への巡回ポイント、改善すべき点の指導、評価やスクールガードに対する指導等を行う。

評価	教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）
コメント	市内21小学校を巡回するが、スクールガードリーダーの巡回は、非常に大きい。
B	

項目	評価	コメント
必要性	適切	市内21小学校を巡回するため、5ヶ月間期間を要するが、スクールガードリーダーにとって必要である。
有効性	適切	市内21小学校を巡回するが、スクールガードリーダーの巡回は、非常に大きい。
効率性	概ね適切	
その他	適切・概ね適切・やや不適切・不適切	

実施内容	市内小学校21校への巡回と、管理員への巡回、管理員への巡回ポイント、改善すべき点の指導、評価やスクールガードに対する指導等を行う。
実施目的	市内小学校21校を巡回し、管理員への巡回ポイント、改善すべき点の指導、評価やスクールガードに対する指導等を行う。
実施結果	市内小学校21校を巡回し、管理員への巡回ポイント、改善すべき点の指導、評価やスクールガードに対する指導等を行った。
実施評価	市内小学校21校への巡回と、管理員への巡回、管理員への巡回ポイント、改善すべき点の指導、評価やスクールガードに対する指導等を行う。

令和元年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（平成30年度実施事業）

事業名	ICT教育環境整備事業（小学校）
担当課	教育委員会事務局 学校教育課
事業コード	30101200
連絡先（Eメール）	koka30101200@city.koka.lg.jp
実施期間	0748-69-2243
実施場所	小学校
実施対象	18 学校教育、青少年
実施内容	55 学校教育の充実
実施経費	平成 28 年度 令和元年度
実施計画	このICT教育環境整備事業（小・中学校）
実施内容	ICT教育環境整備事業（小学校）

事業の目的	ICT教育環境整備事業（小学校）
事業の目標	① 3年計画の進捗率を、2年目として計画通りの進捗率を達成し、3年目までに計画通りの進捗率を達成すること。 ② 「生きる力」を育む学校教育の推進 ③ 学習意欲を高め、確かな学力を育む教育計画・実践への推進と支援
事業の概要	① 3年計画の進捗率を、2年目として計画通りの進捗率を達成し、3年目までに計画通りの進捗率を達成すること。 ② 「生きる力」を育む学校教育の推進 ③ 学習意欲を高め、確かな学力を育む教育計画・実践への推進と支援
事業の成果	① 3年計画の進捗率を、2年目として計画通りの進捗率を達成し、3年目までに計画通りの進捗率を達成すること。 ② 「生きる力」を育む学校教育の推進 ③ 学習意欲を高め、確かな学力を育む教育計画・実践への推進と支援

教育振興基本計画	3 学校教育
教育振興基本計画	1 「生きる力」を育む学校教育の推進
教育振興基本計画	2 学習意欲を高め、確かな学力を育む教育計画・実践への推進と支援

評価	3年計画の2年目として、計画通り12小学校の整備が完了することができた。また、タブレット端末の活用も進み、無償でインターネット接続できる環境整備が完了することができた。
コメント	

評価	3年計画の進捗率を、2年目として計画通りの進捗率を達成し、3年目までに計画通りの進捗率を達成すること。 ② 「生きる力」を育む学校教育の推進 ③ 学習意欲を高め、確かな学力を育む教育計画・実践への推進と支援
コメント	

予算額	188,888,000
決算額	163,510,030
繰越金	135,100,000
繰上金	45,000,000
繰下金	8,788,000
繰越金	12,010,030

項目	必要性	適切
項目	有効性	適切
項目	効率性	適切
項目	評価	適切・適切・不適切・やや不適切・不適切

項目	必要性	適切
項目	有効性	適切
項目	効率性	適切
項目	評価	適切・適切・不適切・やや不適切・不適切

事業の目的	デジタル教科書（教師用、小学生4教科：国語算理）の年度更新、コンピュータ教室の機器更新及び児童用タブレット端末（リース更新）の導入（21校）、ICT支援員研修、無線LAN整備。
事業の概要	児童が普通教室で利用できるタブレット端末（57.6台）及びPC教室の機器（38.6台）を更新した。また、全小学校において無線LAN整備工事を実施した。

項目	必要性	適切
項目	有効性	適切
項目	効率性	適切
項目	評価	適切・適切・不適切・やや不適切・不適切

項目	必要性	適切
項目	有効性	適切
項目	効率性	適切
項目	評価	適切・適切・不適切・やや不適切・不適切

事業の目的	無線LAN整備、小学校72校の整備。
事業の概要	無線LAN整備、小学校72校の整備。

項目	必要性	適切
項目	有効性	適切
項目	効率性	適切
項目	評価	適切・適切・不適切・やや不適切・不適切

項目	必要性	適切
項目	有効性	適切
項目	効率性	適切
項目	評価	適切・適切・不適切・やや不適切・不適切

事業の目的	導入した機器の活用がさらに図られるような方策の検討及び教育の質向上に努める。
事業の概要	導入した機器の活用がさらに図られるような方策の検討及び教育の質向上に努める。

項目	必要性	適切
項目	有効性	適切
項目	効率性	適切
項目	評価	適切・適切・不適切・やや不適切・不適切

項目	必要性	適切
項目	有効性	適切
項目	効率性	適切
項目	評価	適切・適切・不適切・やや不適切・不適切



令和元年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（平成30年度実施事業）

ICT教育環境整備事業（中学校）		30101200
教育委員会事務局 学校教育部課	0748-69-2243	koka.30101200@city.koka.lg.jp
18 学校教育・青少年	01 一般会計	10 教育費
55 学校教育の充実	03 中学校費	02 教育振興費
	01 中学校教育振興費	05 ICT教育環境整備事業
	01 ICT教育環境整備事業（中学校）	

このICT教育環境整備事業（小・中学校）

平成 28 年度 令和 元 年度

教育分野	3 学校教育	名称	
教育施策の住（大区分）	1 「生きる力」を育む学校教育の推進		
教育施策（中区分）	② 学力意欲を高め、確かな学力を育む教育計画・実践への指導と支援		
予算額	82,476,000	決算額	63,685,250
補助金等	67,000,000		45,600,000
そのうち国庫補助金	12,000,000		11,900,000
その他	3,476,000		6,185,250

デジタル教科書（教師用、中学校5教科：国社数理英）の経費使  
 航、コンピュータ学習支援システム及び生徒用タブレット端末  
 リリース新除を迎えた3校、ICT支援員設置、無線LAN整備、  
 生徒が授業で活用できるタブレット端末（120台）及びPC教  
 室の構築（123台）を更新した。また、全中学校において無線  
 LAN整備工事を実施した。

無線LAN整備、中学校3校の整備。  
 目録通りあり。

導入した機器の活用がさらに図られるような万原の稼働及び教員の  
 質向上に努める。

評価	教育委員会点検・評価（2次評価）
A	コメント 3年計画の事業であり、2年目として計画通りの進捗である。必修化となるプログラミング教育において、より良い学習環境の提供ができ、子どもたちの興味関心を高め、「情報活用能力」の必要な有識者や関係者に協力を得て進め、今後の指導の効率化等を求め、導入した機器の更なる活用が図れるよう努められた。

項目	評価	コメント
必要性	適切	新学習指導要領で必修化となるプログラミング教育において「情報活用能力」の更なる育成、発展にはICT環境の整備が必要不可欠である。
有効性	適切	初級教育科、コンピュータ・情報通信ネットワーク・教育関係などの活用により、生徒の興味関心をより高め、指導の効率化や言語活動の更なる充実を図ることができた。
効果性	適切	平成29年度より「自動的に整備を進めており、初級、中級、上級、教員研修など各段階の順に進捗して導入している。ICT支援員を各校に配置し、教員、生徒ともに機器の活用において最大限効果を得ている。よう環境を整えている。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切		

項目	判断	コメント
事業規模	維持	子どもたちにより良い教育環境を提供するため、必要性、有効性ともに高い事業であり、残り3中学校においても整備していく。
手法改善	維持	有効性、効率性とも高い事業であり、3中学校において引き続き整備していく。
●事業の相性の判断：維持・縮小・休止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休止		

評価	教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）
B	コメント ICT教育の推進はこれからの時代、必要不可欠である中、機器導入に際する環境整備は、計画通り進められている。しかしながら、学校現場の課題にシステムの不具合により、授業の進行に影響が出たことは、今後の課題として認識する必要がある。多額の予算を投入しながら非常に残念な結果である。担当課としては、機器が想定通り機能しているからチェックするとともに市の専門部署と連携を取りながらサポートされたい。更に、活用を進めるためには、全教員のスキルアップと支援員の配置の拡充が必要と考ええる。

項目	判断	コメント
事業の方向性	維持	子どもたちにより良い教育環境を提供するため、必要性、有効性ともに高い事業であり、残り3中学校においても整備していく。

項目	判断	コメント
事業の方向性	維持	子どもたちにより良い教育環境を提供するため、必要性、有効性ともに高い事業であり、残り3中学校においても整備していく。

評価	教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）
	コメント ICT教育環境整備事業については、3年間にわたって整備を進めてきました。定期的に開催されているICT推進委員会の意見も取り入れながら、現在、第二期整備計画の検証を進めており、文部科学省の示す整備目標の達成を目指すとともに、ICT推進委員会で授業支援ソフトや協働学習ツールの導入検証を行い、全教員のスキルアップを営む更なる活用が図れるよう取り組んでまいります。 また、ICT教育環境整備の充実については、高度で専門的な知識が必要となることから、市のICT推進室と連携しながら進めてまいります。

項目	判断	コメント
事業の方向性	維持	子どもたちにより良い教育環境を提供するため、必要性、有効性ともに高い事業であり、残り3中学校においても整備していく。

項目	判断	コメント
事業の方向性	維持	子どもたちにより良い教育環境を提供するため、必要性、有効性ともに高い事業であり、残り3中学校においても整備していく。





令和元年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（平成30年度実施事業）

社会教育コーディネーター（社会教育指導員）	30104500
実施内容	社会教育コーディネーター
実施期間	0748-69-2247
実施場所	生誕学習・文化・スポーツ
実施回数	15
実施内容	生誕学習講座の充実
実施期間	平成30年度
実施場所	自治振興会事業の開催、まどめ自治振興会事業との連携事業の検討
実施内容	成人向け講座や文化祭など公民館事業のコーディネート 夢の学習事業委託に際し、各公民館との連携内容の調整 夢の学習事業への講師の紹介
実施期間	平成30年度
実施場所	自治振興会事業の開催、まどめ自治振興会事業との連携事業の検討
実施内容	成人向け講座や文化祭など公民館事業のコーディネート 夢の学習事業委託に際し、各公民館との連携内容の調整 夢の学習事業への講師の紹介

社会教育コーディネーター設置事業	30104500
実施内容	社会教育コーディネーター
実施期間	0748-69-2247
実施場所	生誕学習・文化・スポーツ
実施回数	15
実施内容	生誕学習講座の充実
実施期間	平成30年度
実施場所	自治振興会事業の開催、まどめ自治振興会事業との連携事業の検討
実施内容	成人向け講座や文化祭など公民館事業のコーディネート 夢の学習事業委託に際し、各公民館との連携内容の調整 夢の学習事業への講師の紹介
実施期間	平成30年度
実施場所	自治振興会事業の開催、まどめ自治振興会事業との連携事業の検討
実施内容	成人向け講座や文化祭など公民館事業のコーディネート 夢の学習事業委託に際し、各公民館との連携内容の調整 夢の学習事業への講師の紹介

教育委員会点検・評価（2次評価）	コメント
評価	B
コメント	甲賀市の社会教育の現状と、地域と学校との連携の必要性や可能性を地域ごとに現状調査し、夢の学習をはじめとする公民館事業に繋げていた。事後は集めた地域課題や地域課題、地域の美観など貴重な情報として、情報を最新に保ちつつ、様々な事業や活動から得られる新たな課題及び課題解決のための策や手法を活かし、学校を核とした地域づくり（社会教育においては地域学校協働活動、学校教育においてはコミュニティスクールのなど）に繋げていくことが望まれる。

自治振興会委員会の開催内容の調査や、学校においては、各学校部外や外部の方の交流による取組による取組など調査を実施するなどの情報収集を行った。	項目	評価	コメント
地域の情報となる自治振興会委員会の開催の調査や、学校においては、各学校部外や外部の方の交流による取組による取組など調査を実施するなどの情報収集を行った。	必要性	概ね適切	
地域の情報となる自治振興会委員会の開催の調査や、学校においては、各学校部外や外部の方の交流による取組による取組など調査を実施するなどの情報収集を行った。	有効性	概ね適切	
地域の情報となる自治振興会委員会の開催の調査や、学校においては、各学校部外や外部の方の交流による取組による取組など調査を実施するなどの情報収集を行った。	効率性	概ね適切	

教育分野	4	社会教育
教育機関の注（市区分）	(2)	社会教育施設での学習活動の推進
教育機関（中区分）	①	市民学習活動拠点としての機能充実
予算額	15,541,000	10,527,600
決算額	15,541,000	10,527,600
中央公民館（5校）に社会教育コーディネーターを配置し、公民館事業のコーディネートを行う。		
自治振興会委員会の調査、取りまとめ、各小学校の講座の調査、取りまとめ。		
公民館事業に対し指導するとともに、自治振興会委員会の活動計画や具体的な取り組みを進めを行った。また、小学校は水口地域を除き、15校の取組状況の調査を実施した。		

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	コメント
評価	B
コメント	6名の社会教育コーディネーターが活動している姿が伺えにくく感じられる。特に、学区公民館の活動のない地域については、自治振興会との連携を図り、市内地域格差のない生涯学習の推進に努めたい。また、全世代に行き渡るようなコーディネーターを期待する。そのためには、担当課とコーディネーターとの密な連携により情報共有を行い、業務を遂行していく必要があると考える。

自治振興会委員会の活動状況や学校の取組状況の調査の取りまとめによる事業の整理を行い、公民館事業と自治振興会との事業の連携を図っていること。	項目	評価	コメント
自治振興会委員会の活動状況や学校の取組状況の調査の取りまとめによる事業の整理を行い、公民館事業と自治振興会との事業の連携を図っていること。	必要性	概ね適切	
自治振興会委員会の活動状況や学校の取組状況の調査の取りまとめによる事業の整理を行い、公民館事業と自治振興会との事業の連携を図っていること。	有効性	概ね適切	
自治振興会委員会の活動状況や学校の取組状況の調査の取りまとめによる事業の整理を行い、公民館事業と自治振興会との事業の連携を図っていること。	効率性	概ね適切	

自治振興会委員会の活動状況や学校の取組状況の調査の取りまとめによる事業の整理を行い、公民館事業と自治振興会との事業の連携を図っていること。	項目	評価	コメント
自治振興会委員会の活動状況や学校の取組状況の調査の取りまとめによる事業の整理を行い、公民館事業と自治振興会との事業の連携を図っていること。	必要性	維持	
自治振興会委員会の活動状況や学校の取組状況の調査の取りまとめによる事業の整理を行い、公民館事業と自治振興会との事業の連携を図っていること。	有効性	維持	
自治振興会委員会の活動状況や学校の取組状況の調査の取りまとめによる事業の整理を行い、公民館事業と自治振興会との事業の連携を図っていること。	効率性	維持	

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	コメント
評価	B
コメント	市内に配置している6名の社会教育コーディネーターについては、連携強化が課題と考えられます。事後は、昨年度の調査結果を踏まえて、社会教育の方向性について議論を深める必要があることから、社会教育コーディネーターによる定期的な会議を開催してまいります。特にコーディネーターには、公民館事業（夢の学習）を委託している民間団体へ情報提供を行うとともに、地域課題の解消に向け市民生活学習の展開のため、自治振興会との連携を図ってまいります。また、担当課とコーディネーターとの密な連携を図っていき、全世代に行き渡るような生涯学習の推進に努めます。

自治振興会委員会の活動状況や学校の取組状況の調査の取りまとめによる事業の整理を行い、公民館事業と自治振興会との事業の連携を図っていること。	項目	評価	コメント
自治振興会委員会の活動状況や学校の取組状況の調査の取りまとめによる事業の整理を行い、公民館事業と自治振興会との事業の連携を図っていること。	必要性	維持	
自治振興会委員会の活動状況や学校の取組状況の調査の取りまとめによる事業の整理を行い、公民館事業と自治振興会との事業の連携を図っていること。	有効性	維持	
自治振興会委員会の活動状況や学校の取組状況の調査の取りまとめによる事業の整理を行い、公民館事業と自治振興会との事業の連携を図っていること。	効率性	維持	

自治振興会委員会の活動状況や学校の取組状況の調査の取りまとめによる事業の整理を行い、公民館事業と自治振興会との事業の連携を図っていること。	項目	評価	コメント
自治振興会委員会の活動状況や学校の取組状況の調査の取りまとめによる事業の整理を行い、公民館事業と自治振興会との事業の連携を図っていること。	必要性	維持	
自治振興会委員会の活動状況や学校の取組状況の調査の取りまとめによる事業の整理を行い、公民館事業と自治振興会との事業の連携を図っていること。	有効性	維持	
自治振興会委員会の活動状況や学校の取組状況の調査の取りまとめによる事業の整理を行い、公民館事業と自治振興会との事業の連携を図っていること。	効率性	維持	



令和元年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（平成30年度実施事業）

事業名	金の卵プロジェクト事業（文化）	
実施機関	教育委員会事務局 社会教育スポーツ課	TEL 30104500
連絡先	0748-62-2626	aihoka-hai@city.koka.lg.jp
実施期間	7	01 一般会計 02 教育費 05 社会教育費 06 文化振興事業費 02 文化振興推進事業
実施内容	16	01 文化・芸術の振興 03 金の卵プロジェクト事業（文化）
実施方法	文化芸術基本法、創製法	
実施目的	甲賀市文化のまちづくり計画	
実施年度	平成 29	令和 年度

コード	名称
5	歴史、文化振興及び文化振興
5	人材育成と活動の場の充実
3	子ども・青少年を対象とした文化公演等の支援と民間団体との連携による文化活動の廣域連携の拡大

予算額	291,600
決算額	600,000
予算額	599,000
決算額	1,000

①小学生対象 ②幼児対象	30所 300人
③幼児対象（人材育成）	3か所 139人

①事業 50人 ②事業 3か所 300人
③事業 3か所 139人

クリエイターとの連携については、事業のねらいや育育の両者が、クリエイターの本来どのようなようにマッチングするかが交渉上の重要な課題となるのは変わりないが、知名度が高いほど、スポンジ目易いほど、交渉が難しくなる。長期的にクリエイターを繋ぎたい場合は、知名度の高い人たちに優先的に依頼したいことは、イコールではないが、知名度の高い人たちに優先することも検討する必要がある。

実施期間	01 一般会計 02 教育費 05 社会教育費 06 文化振興事業費 02 文化振興推進事業	
実施内容	01 文化・芸術の振興 03 金の卵プロジェクト事業（文化）	
実施方法	文化芸術基本法、創製法	
実施目的	甲賀市文化のまちづくり計画	
実施年度	平成 29	令和 年度

項目	評価	コメント
必要性	適切	幼児を対象とした実施した事業は、幼児、先生万い呼べも高い評価を得た。しかし、小学生を対象とした事業は、一流となるための交流が薄く、実施しなかった。単年度単位の交流にはならない学習（他団体、機関等との連携）が今後の必要と考えられる。

項目	評価	コメント
必要性	適切	感受性豊かな幼児から中学生までの時期に、一流のアート、アート、科学者などに出会うことは、未来に夢を描く機会をつくるきっかけづくりであり、文化芸術創造の観点から人を育てる原動力となる。
有効性	適切	アンケートをとった結果、好評である。
効率性	概ね適切	クリエイターを身近な立場で迎える機会をつくることは、ひところクリエイターは距離を創作することになるため、クリエイターへの理解を得るための時間と努力は計り知れない。また、有名なものはあるほど、スポンジ目易いところがある。したがって、実現する確立が低くなる。よって、いかにスケジュールを伸ばせるか、それが課題となる。

項目	評価	コメント
必要性	適切	アンケートをとった結果、好評である。

項目	評価	コメント
必要性	適切	アンケートをとった結果、好評である。
有効性	適切	アンケートをとった結果、好評である。
効率性	概ね適切	クリエイターを身近な立場で迎える機会をつくることは、ひところクリエイターは距離を創作することになるため、クリエイターへの理解を得るための時間と努力は計り知れない。また、有名なものはあるほど、スポンジ目易いところがある。したがって、実現する確立が低くなる。よって、いかにスケジュールを伸ばせるか、それが課題となる。

項目	評価	コメント
必要性	適切	アンケートをとった結果、好評である。
有効性	適切	アンケートをとった結果、好評である。
効率性	概ね適切	クリエイターを身近な立場で迎える機会をつくることは、ひところクリエイターは距離を創作することになるため、クリエイターへの理解を得るための時間と努力は計り知れない。また、有名なものはあるほど、スポンジ目易いところがある。したがって、実現する確立が低くなる。よって、いかにスケジュールを伸ばせるか、それが課題となる。

項目	評価	コメント
必要性	適切	アンケートをとった結果、好評である。
有効性	適切	アンケートをとった結果、好評である。
効率性	概ね適切	クリエイターを身近な立場で迎える機会をつくることは、ひところクリエイターは距離を創作することになるため、クリエイターへの理解を得るための時間と努力は計り知れない。また、有名なものはあるほど、スポンジ目易いところがある。したがって、実現する確立が低くなる。よって、いかにスケジュールを伸ばせるか、それが課題となる。

項目	評価	コメント
必要性	適切	アンケートをとった結果、好評である。
有効性	適切	アンケートをとった結果、好評である。
効率性	概ね適切	クリエイターを身近な立場で迎える機会をつくることは、ひところクリエイターは距離を創作することになるため、クリエイターへの理解を得るための時間と努力は計り知れない。また、有名なものはあるほど、スポンジ目易いところがある。したがって、実現する確立が低くなる。よって、いかにスケジュールを伸ばせるか、それが課題となる。





令和元年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（平成30年度実施事業）

市内指定文化財所有（管理）者	30109000
市内指定文化財所有（管理）者	koka.30109000@city.koka.lg.jp
市内指定文化財管理事業への補助	0748-69-2250
事業の目的	01 一般会計 10 教育費 05 社会教育費 4 文化財保護費 02 文化財保護推進事業 03 文化財保護推進事業 05 文化財防災管理補助事業
事業の概要	◆平成30年度 ・防災設備保守点検補助（八坂神社ほか6カ所） ・自動火災報知設備・消火設備などの保守点検への補助 459,000円（国・県補助額の1/2 ※油日神社工事分含む） ※内 油日神社消火設備改修工事補助 384,000円（事業費：1,537,000円 国・県補助額の1/2）（使用） ・施設管理費補助 38,000円 ・大鷲神社本願寺防災設備等設置補助 702,000円×1/2=351,000円（新設） ・大鷲神社本願寺防災設備等設置補助 1,794,000円×1/2=897,000円（新設） ・兵川神社本願寺防災設備等設置補助 972,000円×1/2=486,000円（新設）

文化財防災管理補助事業	30109000
教育委員会事務局 歴史文化財課	
0748-69-2250	
6 歴史・文化財	01 一般会計
13 文化財等の調査と保護	10 教育費
	05 社会教育費
	4 文化財保護費
	02 文化財保護推進事業
	03 文化財保護推進事業
	05 文化財防災管理補助事業
文化財保護法、甲賀市文化財保護条例	
甲賀市文化財保護基本方針	
平成 16 年度	令和 1 年度
地域課題の整理	

教育分野	5 歴史、文化財保護及び文化振興
教育施策の柱（大区分）	(3) 文化財の調査管理と保存整備
教育施策（中区分）	① 文化財の管理と保存、伝承活動支援
事業の目的	指定文化財の防火管理事業は防火設備の整備された。手 今年度は安山神社、大鷲神社、殿跡寺で防火設備の 整備が行われ、文化財の保護につながった。今後も防災 防犯対策については積極的に取り組んでいきたい。
評価	A

項目	評価
必要性	適切
有効性	適切
効率性	適切
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切	

教育振興基本計画	名称
	5 歴史、文化財保護及び文化振興
	(3) 文化財の調査管理と保存整備
	① 文化財の管理と保存、伝承活動支援
事業の概要	防災設備保守点検 防災設備等設置工事（安山神社、大鷲神社、殿跡寺） 消火設備改修工事（油日神社） 防災設備保守点検 防災設備等設置工事（安山神社、大鷲神社、殿跡寺） 消火設備改修工事（油日神社）
予算額	2,381,000
決算額	2,231,000
事業費支出金	
補助金支出金	
補助金収入金	
その他の収入金	
事業費合計	2,381,000

教育行政評価委員会点検・評価（簡潔評価）	コメント
	甲賀市には数多くの貴重な文化財があり、その保存・継承には市民全体の意識の向 上と、文化財を保護、活用するための市民の自主的な啓発、実践が欠かせない。 本事業は、文化財そのものの防火、防犯にのみならず、市民が地域にある貴 重な文化財の存在及びその大切さを知り、文化財を継承しようとする地域住民の意 識向上に繋がり、市民自らが文化財を保護継承しつつ、地域への愛着として活用を図 ることとする意識につながることが期待でき、地域による地域資源を活かしたまちづ くりにつながることが期待できる。
評価	A

項目	評価
必要性	適切
有効性	適切
効率性	適切
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切	

指定文化財の防火防犯 文化財の防火防犯	0件
指定文化財の防火防犯 文化財の防火防犯	0件
文化財への防火防犯設備設置に対する補助金要望が満たされており、検討課題 となっている。	

教育行政評価委員会点検・評価（簡潔評価）	コメント
	古くからの貴重な文化財を後世に伝えるための大切な事業である。地元自治体や個人 負担が大きいことから難しいところではあるが、地域要請型ではなく、市として重 要性を判断し、中期的な設備計画を立て、実施していくことも必要ではない か。また、文化財保護を呼びかけるポスター等、文化財をみんなで行っていく啓蒙 活動への具体的な取組も必要と考える。
評価	A

項目	評価
必要性	適切
有効性	適切
効率性	適切
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切	

指定文化財の防火防犯 文化財の防火防犯	0件
指定文化財の防火防犯 文化財の防火防犯	0件
文化財への防火防犯設備設置に対する補助金要望が満たされており、検討課題 となっている。	



## 1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成

甲賀市附属機関設置条例に基づき下記のとおり委嘱しました。人数：5人

委員名簿

(資料「甲賀市附属機関設置条例」参照)

役職	氏名	分野	任期
委員長	田村 勝代	教育行政経験者	平成28年5月1日～平成28年5月31日 平成28年6月1日～平成30年5月31日 平成30年6月1日～令和2年5月31日
副委員長	名倉 勇	学校教育経験者	平成30年6月1日～令和2年5月31日
委員	東 直美	社会教育経験者	平成30年6月1日～令和2年5月31日
委員	中井 れい子	社会教育経験者	平成28年5月1日～平成28年5月31日 平成28年6月1日～平成30年5月31日 平成30年6月1日～令和2年5月31日
委員	望月 善博	民間企業経営者等	平成30年6月1日～令和2年5月31日

## 2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過

甲賀市教育行政評価委員会は、点検・評価対象事業を選定し、教育委員会事務局が行った事務事業に対して、事業担当課からヒアリングを実施しました。

ヒアリングにおける説明や質疑、現地踏査を踏まえ、委員ごとに各事業を評価し、教育行政評価委員会として、評価結果の決定及び答申書を作成されました。

委員会の活動経過は、下記のとおりです。

目 時	内 容
令和元年5月31日(金) 10時00分～11時00分	第1回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 令和元年度教育行政評価の進め方等について ・ 会議の公表について
令和元年6月28日(金) 9時30分～12時35分	第2回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 点検及び評価の対象事業の選定について
令和元年8月22日(木) 9時00分～11時42分	第3回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 最終評価にかかるヒアリング実施 4事業 (社会教育スポーツ課)

令和元年8月28日(水) 13時30分～17時00分	第4回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 最終評価にかかるヒアリング実施 5事業 (教育総務課、歴史文化財課、学校教育課)
令和元年9月20日(金) 8時40分～12時30分	第5回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 最終評価にかかるヒアリング実施 1事業 ・ 学校現場視察 (伴谷東小学校6年1組) (学校教育課)
令和元年10月10日(木) 9時00分～12時30分	第6回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 事業別最終評価の確定及び所見について
令和元年10月28日(月)	・ 甲賀市教育行政評価答申書提出

### 3. 点検・評価の対象となる事業

#### (1) 対象事業

点検・評価の対象は、地教行法第21条で「教育委員会の職務権限」と規定されている事業で、「甲賀市教育振興基本計画」により計画されている主要施策等を中心に評価を行いました。

#### (2) 対象事業の選定方法

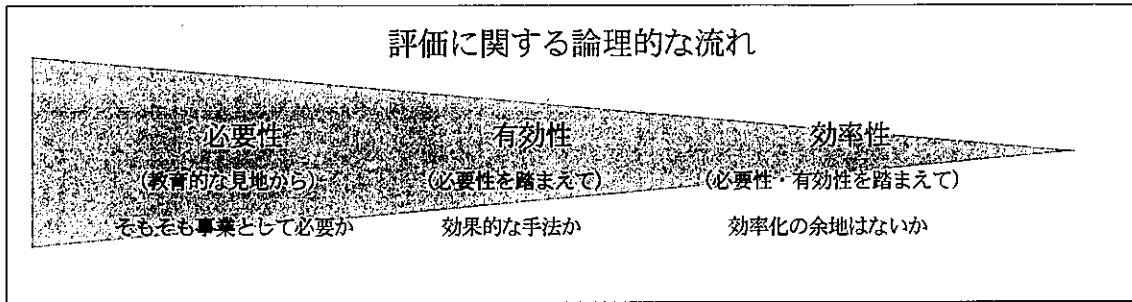
点検・評価対象事業の選定作業は次の方法で選定しました。

- I 各委員が評価すべき事務事業を抽出。
- II 抽出された事務事業を必要に応じて、事業担当課の概要説明を求めながら委員の合議制により10事業を最終決定。

### 4. 点検・評価の視点

評価項目は、「目的の必要性」、「成果の有効性」、「手法の効率性」とし、評価については、事業の効率性だけではなく、大局（教育的見地から必要か）から局部（施策を実施するためのコストは適正か）へ分析的評価を行いました。

また、分析的評価を踏まえて今後の事業の方向性（事業の規模、手法の改善）を判断しました。



## 5. 評価基準

施策の目標に対して、「必要性」、「有効性」及び「効率性」等を総合的に判断し、下記に示す5区分から達成度を評価しました。

評価		評価基準
S	予想以上に効果的で優れた取り組みを行っている	<input type="radio"/> 予想以上に効果的で他の事業にも影響を与える等優れた取り組みを行った <input type="radio"/> 活動及び施策の目的達成に向けて予想以上の成果を上げた <input type="radio"/> 課題や問題点が全くなかった
A	順調に達成している	<input type="radio"/> 効果的で優れた取り組みを行った <input type="radio"/> 活動及び施策の目的達成に向けて大きな成果を上げた <input type="radio"/> 課題や問題点はほとんどなかった
B	概ね順調に達成している	<input type="radio"/> 効果的な取り組みを行った <input type="radio"/> 活動及び施策の目的達成に向けて一定の成果を上げた <input type="radio"/> 課題や問題点が多少残った
C	達成見込みであるが一部課題がある	<input type="radio"/> 取り組みを行った <input type="radio"/> 活動及び施策の目的達成に向けて多少の成果を上げた <input type="radio"/> 課題や問題点が多く残った
D	達成に向け困難な課題がある	<input type="radio"/> 取り組みを行わなかった <input type="radio"/> 活動及び施策の目的達成に向けて成果が上がらなかった <input type="radio"/> 大きな課題や問題点が多く残った

## ■ おわりに

甲賀市教育委員会では、本市のめざす教育の姿を明確にするため、総合的な施策の根本を定めた「甲賀市教育大綱」を具体化するための「第3期甲賀市教育振興基本計画」（令和元年度からの5年間を計画期間とする）を策定いたしました。

これまでも、効果的な教育行政の推進を目的に、学識経験者の知見を活用しながら主要施策を中心に担当課等の担当者評価及び内部評価を踏まえ、効果的な教育行政に取り組んできたところですが、さらに、事業効果を高めるPDCAサイクルを確立する有効な手段として、この点検・評価を最大限に生かし、今後も、継続的に改善や工夫に取り組みながら、市民の皆様によりご満足いただけるサービスの提供と説明責任を果たせるよう努めてまいります。

○甲賀市附属機関設置条例

平成25年12月18日

条例第35号

改正 平成27年6月15日条例第17号

平成28年3月9日条例第3号

平成28年6月22日条例第18号

平成29年3月30日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき、市の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、執行機関が規則で定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(甲賀市総合計画策定審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 甲賀市総合計画策定審議会条例（平成17年甲賀市条例第1号）

(2) 甲賀市特別職報酬等審議会条例（平成17年甲賀市条例第2号）

(3) 甲賀市公有財産審議会条例（平成20年甲賀市条例第43号）

(4) 甲賀市公共下水道事業審議会条例（平成17年甲賀市条例第24号）

(5) 甲賀市文化のまちづくり審議会条例（平成17年甲賀市条例第27号）

(6) 甲賀市史編さん委員会条例（平成17年甲賀市条例第18号）

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例による附属機関及びその委員は、この条例の規定による相当の附属機関及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際執行機関が定めているところにより置かれている委員会その他の合議制の機関及びその委員についても、同様とする。

4 付則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。前項後段に規定する委員会その他合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても同様とする。

付 則（平成27年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後、最初に委嘱される甲賀市地域福祉計画審議会の委員の任期は、別表の1の表の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

付 則（平成28年条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の甲賀市附属機関設置条例に定める甲賀市公共下水道事業審議会及びその委員は、甲賀市下水道審議会及びその委員となり、同一性を持って存続するものとする。

付 則（平成28年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員 数	委員の任 期
甲賀市総合 計画審議会	総合計画の策定及びその推 進に関する事項について調 査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) その他市長が適 当と認める者	20 人以 内	2年
甲賀市公共 交通活性化 まちづくり 推進協議会	持続可能なまちづくりの概 念を基本とした公共交通体 系及び基本構想策定につい て調査及び研究し、審議す ること。	(1) 市長が指名する 職員 (2) その他市長が適 当と認める者	25 人以 内	1年
甲賀市国際 化推進委員 会	国際化推進計画の策定につ いて調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 各種団体等の代 表者 (3) その他市長が適 当と認める者	10 人以 内	1年
甲賀市特別 職報酬等審 議会	議会の議員の議員報酬の額 及び特別職の職員で非常勤 のもの報酬の額並びに市 長、副市長及び教育長の給料 の額について審議すること。	(1) 市内の公共的団 体等の代表者 (2) その他市長が適 当と認める者	10 人以 内	委嘱の日 から審議 が終了す る日まで
甲賀市指定 管理者選定 委員会	公の施設の指定管理者の選 定に関する事項について審 査すること。	(1) 学識経験を有す る者 (2) 公の施設の利用 者 (3) その他市長が適 当と認める者	5人 以内	2年
甲賀市行政	行政改革に関する事項につ	(1) 学識経験を有す	10	2年

改革推進委員会	いて調査し、審議すること。	る者 (2) その他市長が適 当と認める者	人以 内	
甲賀市公有財産審議会	公有財産の取得、管理及び処分について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 市長が指名する職員 (3) その他市長が適 当と認める者	7人 以内	2年
甲賀市入札監視委員会	市が発注する公共工事等に関する入札及び契約の適正化を図るために必要な事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が適 当と認める者	5人 以内	2年
甲賀市地域福祉計画審議会	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) 地域福祉関係団体の代表者 (4) 社会福祉事業関係団体の職員 (5) その他市長が適 当と認める者	15 人以 内	2年
甲賀市商工業振興計画審議会	商工業振興計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) 商工業関係団体の代表者及び構成員 (4) その他市長が適	18 人以 内	2年



		当と認める者		
甲賀市男女 共同参画審 議会	男女共同参画社会の形成に 関する基本的かつ総合的な 事項について調査し、審議す ること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) その他市長が適 当と認める者	15 人以 内	2年
甲賀市観光 振興計画審 議会	観光振興計画の策定及びそ の推進について調査し、審議 すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) 観光等産業関係 団体の代表者及び構成 員 (4) その他市長が適 当と認める者	12 人以 内	2年
甲賀市下水 道審議会	下水道事業の経営、将来計画 及び健全な運営並びに汚水 処理に関する事項について 調査し、審議すること。	(1) 受益者の代表者 (2) その他市長が適 当と認める者	20 人以 内	2年
甲賀市立信 楽中央病院 経営評価委 員会	病院改革プランの改定並び に実施状況を点検及び評価 し、審議すること。	(1) 医療関係者 (2) 学識経験を有す る者 (3) 関係行政機関の 職員 (4) 福祉関係者 (5) その他市長が適 当と認める者	6人 以内	3年
甲賀市水口 医療介護セ ンター経営	経営計画の改定並びに実施 状況を点検及び評価し、審議 すること。	(1) 医療関係者 (2) 介護関係者 (3) 学識経験を有す	8人 以内	3年

評価委員会		る者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 福祉関係者 (6) その他市長が適当と認める者		
-------	--	---	--	--

## 2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市教育行政評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価結果について調査し、審議すること。	(1) 教育関係者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市教育支援委員会	特別な支援を必要とする乳幼児、児童及び生徒の適切な就学支援その他の教育支援に関し、必要な事項について調査、審議及び助言すること。	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 教育委員会が指名する職員 (6) その他教育委員会が適当と認める者	35人以内	1年
甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	青少年を対象とした安全で効果的な自然体験活動の普及推進について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 青少年関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の	10人以内	2年

		職員 (4) 教育委員会が指名する職員 (5) その他教育委員会が適当と認める者		
甲賀市文化のまちづくり審議会	文化芸術の振興及び施設について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が適当と認める者	15人以内	2年

### 3 選挙管理委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市投票区域編成審議会	投票区域の編成に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 市民を代表する者 (2) 選挙管理委員会 が指名する職員 (3) その他選挙管理委員会が適当と認める者	15人以内	委嘱の日から審議が終了する日まで

議案第 91 号

油日学区幼保・小中学校再編検討協議会設置要綱の制定について  
上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 21 日

甲賀市教育委員会教育長 山下 由行

## 油日学区幼保・小中学校再編検討協議会設置要綱

### (設置)

第1条 甲賀市幼保・小中学校再編計画の諸課題を広く市民参画のもと協議するため、甲賀市幼保・小中学校再編計画推進事業実施要綱（平成28年甲賀市教育委員会告示第3号）第3条第2号の規定に基づき、油日学区幼保・小中学校再編検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 油日学区における再編計画の是非も含めた諸課題に関すること。
- (2) 油日学区におけるより良い保育・教育環境の実現に関すること。
- (3) その他、必要と認められる事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員で組織するものとする。

2 甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、関係団体からの推薦、協議等に基づき、市長と協議し、保護者及び地域の代表に委員を委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の協議を終えるまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数の賛同によってこれを決定する。ただし、賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

5 委員は、協議の結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する事務に関し、専門的に協議するために、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員によって組織する。

3 部会長は、部会委員の互選により決定する。

4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長は、会務を掌握し、協議の経過及び結果を委員長に報告する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、教育委員会事務局教育総務課教育環境整備室及びこども政策部保育幼稚園課に置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年11月21日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に行われる協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。

議案第 9 2 号

大原学区幼保・小中学校再編検討協議会設置要綱の制定について  
上記の議案を提出する。

令和元年 1 1 月 2 1 日

甲賀市教育委員会教育長 山 下 由 行

## 大原学区幼保・小中学校再編検討協議会設置要綱

### (設置)

第1条 甲賀市幼保・小中学校再編計画の諸課題を広く市民参画のもと協議するため、甲賀市幼保・小中学校再編計画推進事業実施要綱（平成28年甲賀市教育委員会告示第3号）第3条第2号の規定に基づき、大原学区幼保・小中学校再編検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 大原学区における再編計画の是非も含めた諸課題に関すること。
- (2) 大原学区におけるより良い保育・教育環境の実現に関すること。
- (3) その他、必要と認められる事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員で組織するものとする。

2 甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、関係団体からの推薦、協議等に基づき、市長と協議し、保護者及び地域の代表に委員を委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の協議を終えるまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数の賛同によってこれを決定する。ただし、賛否同数のときは、議長がこれを決定する。



5 委員は、協議の結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する事務に関し、専門的に協議するために、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員によって組織する。

3 部会長は、部会委員の互選により決定する。

4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長は、会務を掌握し、協議の経過及び結果を委員長に報告する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、教育委員会事務局教育総務課教育環境整備室及びこども政策部保育幼稚園課に置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年11月21日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に行われる協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。

議案第 93 号

甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 21 日

甲賀市教育委員会教育長 山下 由行

## 甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

甲賀市スポーツ推進審議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市スポーツ推進審議会条例（平成17年条例第28号）第3条第2項の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市スポーツ推進審議会委員

(任期：令和元年12月1日から令和3年11月30日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	小澤 信一	学識経験を有する者	甲賀市スポーツ協会
2	網 千鶴子	学識経験を有する者	甲賀市スポーツ推進委員会
3	富田 真琴	学識経験を有する者	甲賀市スポーツ少年団
4	山崎 隆司	学識経験を有する者	甲賀市総合型地域スポーツ クラブ連絡協議会
5	雲林院 正昭	学識経験を有する者	ゆうゆう甲賀クラブ
6	間久保 由紀子	学識経験を有する者	甲賀市健康推進員連絡協議会
7	倉谷 義数	学識経験を有する者	滋賀県障害者スポーツ協会
8	村上 元庸	学識経験を有する者	滋賀県スポーツ医会
9	中山 勝則	関係教育機関の職員	甲賀市小学校体育連盟
10	大澤 崇	関係教育機関の職員	甲賀市中学校体育連盟
11	谷永 陽子	関係行政機関の職員	こども政策部信楽にこにこ園
12	西田 薫	関係行政機関の職員	健康福祉部すこやか支援課

議案第94号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和元年11月21日

甲賀市教育委員会教育長 山下 由行

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市少年補導委員の解嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第43号

甲賀市少年補導委員の解嘱について

甲賀市少年補導委員の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和元年10月30日

甲賀市教育委員会教育長 山下由行

甲賀市少年補導委員

(任期：平成30年4月1日から令和2年3月31日まで)

解嘱日：令和元年10月30日

	氏名	委員の構成	備考
1	今井 智一	甲賀警察署少年補導員会会 則第4条に基づき地域から 推薦された者	信楽地域